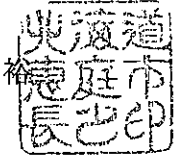


恵庭市告示第 196 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2の規定に基づく同法第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定を行ったので、介護保険法第78条の11の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年 3月 17日

恵庭市長 原田



記

事業者	法人名	株式会社 日本ロングライフ社
	所在地	恵庭市幸町2丁目2番5号
	代表者	代表取締役 小山内 文哉
事業所	事業所名	茶話本舗デイサービス恵庭
	所在地	恵庭市幸町2丁目2番5号
	サービス	地域密着型通所介護
	指定年月日	令和8年4月7日